

## 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和4年1月19日開催 全国地方銀行協会／

令和4年1月20日開催 第二地方銀行協会]

### 1. 事業者支援について

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、これまで事業者の支援に尽力いただき感謝申し上げます。
- 足元では、オミクロン株の感染が拡大しており、2021年末にも、関係省庁から官民金融機関へ要請させていただいたが、営業現場の第一線まで顧客に寄り添った支援をしっかりと浸透させ、引き続き、事業者の資金繰り支援に万全を期していただくよう改めてお願いしたい。
- その上で、様々な課題に直面する事業者に対して、信用保証協会などの地域の関係者と連携して、経営改善・事業再生・事業転換支援等の取組みを進めていただきたい。
- また、地域企業のデジタル化や脱炭素に向けた対応についても支援を行い、地域経済の活性化に貢献していくことを期待している。

### 2. 地域金融機関における投資商品の販売について

- 昨年、金融庁に寄せられた苦情を分析したところ、地域金融機関から、外貨建の一時払い保険や仕組み債を購入した高齢者やその親族からの苦情が多く見受けられた。このため、2022年はこうしたリテールビジネスについても、しっかりと検証してまいりたい。
- 具体的には、顧客の属性やライフプランなど顧客の状況を十分に理解した上でニーズに即した販売が行われているか、短期的な収益を追求するあまり販売手数料の高い商品を過度に推奨する業績評価体系となっていないか、といった顧客本位の業務運営に関する論点に加えて、そもそも経営理念を踏まえて地域で果たす役割をどのように考えているか、経営戦略においてリテ-

ルビジネスをどのように位置づけているかといった、地域金融機関としての経営のあり方についても対話をしてまいりたい。

### 3. 外貨建保険の販売会社における比較可能な共通 KPI について

- これまで金融庁では、国民の安定的な資産形成の実現に向けて、金融事業者の顧客本位の業務運営への取組みを「見える化」し、より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択されていくメカニズムの実現を目指してきた。
- その一環として、投資信託については既に共通 KPI が導入されており、1 月 18 日に、投資信託と類似の機能を有する外貨建保険についても、投資信託の共通 KPI と同様の考え方で定義した 2 つの共通 KPI 指標、①運用評価別顧客比率と②銘柄別コスト・リターン、を公表した。
- 今後、外貨建保険を販売している地域金融機関においては、投資信託と同様にこの外貨建保険の共通 KPI も公表することで、顧客本位の業務運営についての取組状況の「見える化」をさらに推進していただきたい。

### 4. 地域金融機関の経営改革について

- 金融庁としては、地域経済の回復・成長に貢献していくためには、地域金融機関が、経営基盤を強化し、持続可能なビジネスモデルを確立していただくことが重要との観点から、各地域金融機関と丁寧に対話を行い、経営改革に向けた取組みを支援してきた。
- 2021 年 11 月には、業務範囲規制・出資規制の緩和を行う改正銀行法を施行しており、こうした施策も積極的に活用していただきたい。
- 新しい取組みを検討し、法令解釈等について相談がある場合は、金融庁と財務局が合同でウェブ面談を行う運用を 2021 年から実施しており、引き続き迅速な意思決定を支援してまいりたい。

- 経営基盤の強化に向けて取りうる選択肢は様々であり、金融機関自ら判断いただくことが重要であるという点に変わりはないが、例えば、預金保険機構による資金交付制度は残り約4年となるなど、いくつかの施策は時限措置であり、これまで以上に時間軸を意識して、必要な改革を着実に進めていただきたい。
- 金融庁としては、新型コロナが社会や国内外の市場に与える影響、気候変動問題への新たな対応など、経営環境を巡る不確実性が高まる中、経営基盤の強化に向けて将来展望が描けているのか、個別にしっかりと対話をさせていただきたい。

#### 5. 経営者保証に依存しない融資の促進について

- 2021年12月24日、金融庁では、「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績を公表。
- 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合等は、改善傾向が継続。
- 経営者保証については、2021年11月に閣議決定された経済対策でも挙げられるなど、社会的な関心の強い分野であり、引き続き更なる取組みをお願いする。
- なお、金融庁としては、「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績等を踏まえ、特に無保証融資割合の低い金融機関については、引き続き個別にフォローアップヒアリングをさせていただく。その際には、事業性評価に対する取組みなど、金融仲介機能の発揮のための方策についても合わせて伺うことを考えている。

#### 6. 感染拡大を受けた事業継続計画（BCP）の点検等について

- 足下で、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しており、金融機関においても、感染リスクの減少・感染防止の取組みが求められる。

- 業務継続計画（BCP）等を再度点検していただき、預貯金・融資等の顧客対応業務についてはしっかりと継続していただくとともに、可能な範囲で、リモート機能の活用やテレワーク等の推進、顧客や職員の十分な距離の確保に努めていただくなど、金融機能の維持と感染拡大防止の両立に取り組んでいただくようお願いしたい。

## 7. 契約・決済連携に向けた実態調査の実施について

- 金融庁は、2021年10月のデジタル庁発足以降、経産省・中企庁といった関係省庁と連携のもと「契約・決済アーキテクチャ検討会」に参加。同検討会では、2023年10月に予定されているインボイス制度導入を契機として、受発注・請求から決済に至る企業間取引のデジタル化・データ連携を図ることを目標として検討を行っているが、このうち特に決済領域においては、法人向けインターネットバンキングやZEDI（全銀EDIシステム）の利用促進といった取組みが重要。
- 法人向けインターネットバンキングについては、依然として中小・零細事業者における利用が低調であるとの指摘もあるが、日本企業及び金融機関における事務効率化やデジタル対応を進めていく上では、金融機関がより利便性の高いインターネットバンキング・サービスの提供を行い、企業により広く活用されることが望ましい。法人インターネットバンキングの利用促進に向けては、これまでも金融庁として、金融業界における書面・押印・対面手続きの見直しの一環として議論してきたが、2021年12月には、規制改革推進会議において、法人向けインターネットバンキングの利用状況の実態把握、利用促進のための課題の抽出及び目標値の設定を行うこととされた。
- こうした点を踏まえ、2021年末、金融庁から各行に対して、法人向けインターネットバンキングやZEDI、更新系APIの利用状況に係る実態調査の依頼を発出した。本件調査へ協力いただくとともに、法人向けインターネットバンキングの更なる利用促進のための取組みを行っていただくことを期待。

（参考1）デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年（2021年）12月24日）

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

2. 暮らしのデジタル

### (3) 相互連携分野のデジタル化の推進

#### ① 取引（受発注・請求・決済）

(前略) こうした受発注、請求のデジタル化に加え、契約から決済にわたる取引のデジタル化全体におけるデータ連携を可能とするため、取引のデジタル化全体のアーキテクチャについて、DADC において検討を行い、令和3年度（2021年度）末までに中間取りまとめを行う。令和4年度（2022年度）には、代表的な業界において取引全体のデジタル化に関する実証実験を行うなど、官民で連携して、契約・決済に係るデータ連携に必要なデータ標準・連携基盤の整備・実装を目指した取組を継続的に進めるとともに、全銀 EDI システムの利活用を促進する。

(参考2) 当面の規制改革の実施事項（令和3年12月22日、規制改革推進会議）

#### II それぞれの柱における規制改革の推進

##### 1. 全ての分野の共通基盤となるデジタル改革

##### ナ インターネットバンキングの利用促進

【a：令和4年上期のできるだけ早い時期に措置、b：可能なものから速やかに措置、c：令和4年下期のできるだけ早い時期に措置】

- a 金融庁及び経済産業省は、インターネットバンキングの利用を含めた取引のデジタル化が企業の生産性向上に資することを踏まえ、金融機関側・中小企業側の双方の視点から、法人インターネットバンキングの利用状況の実態把握、及び、利用促進に向けた課題の抽出を行う。
- b 金融庁は、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」の場も活用し、UI・UXの改善、利用頻度の高い手続のオンライン完結、窓口に比した利用料の引下げ等に係る優良事例の横展開・公表やフォローアップ等を行う。また、金融庁及び経済産業省は、地域や利用者の属性に応じた適切な利用促進策を講ずる。
- c 金融庁及び経済産業省は、法人インターネットバンキングの普及・浸透の進捗を評価し、PDCAサイクルを回す上で適切な指標及び目標値を設定するとともに、定期的に公表する。その際、自主的なものも含め、金融機関ごと、利用者の事業規模・業種ごと、都道府県ごとの指標の公表について検討する。

## 8. LIBOR からの移行対応について

- LIBOR は、米ドルの一部テナーを除き、2021年12月末に公表が停止された。大半の契約については12月末までに移行対応が完了されているものと認識しているが、一部の残存契約の適切な管理や、フォールバック条項の発動に伴う金利切替など、公表停止以降に必要な対応についても、計画的に実施していただきたい。
- 移行が真に困難な契約について、やむを得ずシンセティック円 LIBOR を利用する場合には、2022年末までの時限的措置であることにも留意しつつ、適切な顧客対応を行っていただきたい。金融庁としても、シンセティック LIBOR

の利用状況や顧客対応状況の確認等、必要に応じてモニタリングを実施していく。

- また、2023年6月末に公表停止が予定されている米ドルLIBORの一部テナーについて、米当局は、2022年1月以降の新規取引での利用は、一部例外を除き原則停止することを求めており、米当局の指針に則って計画的に移行対応を進めていただきたい。

#### 9. 銀行口座等の旧姓使用に係る協力要請について

- 「旧姓の通称使用の拡大」については、女性活躍の視点に立った制度等の整備の一環として、政府としても各種の取組みを進めている。金融庁としても、住民票やマイナンバーカード等への旧姓併記を可能とする関係法令の改正時などに、本意見交換会を通じ、円滑な旧姓による口座開設等への対応についてお願いをしてきた。
- 金融機関の利用者等より、旧姓による口座開設等に対する要望に加え、
  - ・ 銀行に対して、普通預金口座の名義を旧姓のまま維持したいと申し出たところ、「旧姓は維持できない」ということ以上の説明はなく、早急に新姓に名義変更する必要があると言われた、
  - ・ 身分証に旧姓が併記されているにもかかわらず、別途、口座を旧姓名義のままとする旨の申告書の提出が必要と言われたが、その必要性について、十分な説明がなされなかった等といった、旧姓による口座開設等に関する対応状況や、必要な手続き等について、丁寧な顧客説明を求める意見が複数寄せられている。
- 旧姓使用に対する社会的な要請の高まりも踏まえ、希望する顧客に対する適切な対応をお願いしたい。

具体的には、

- ・ 旧姓による口座開設等に可能な限り前向きに対応いただくほか、申し込みを受けた際の丁寧な顧客説明の徹底、

- ・ さらに、旧姓による口座開設等に真に必要な手続きや、旧姓名義で取引可能なサービス等に関するホームページでの周知など、積極的な情報発信を通じ、顧客からの十分な理解を得られるよう努めていただきたい。
- 金融庁としても、関係省庁と連携しつつ、各金融機関における旧姓の通称使用への対応状況や、対応を進める上での課題等の実態把握を目的としたアンケート調査を実施する予定なので、協力をお願いしたい。

#### 10. 「Regional Banking Summit」の開催について

- 昨年度に引き続き、多様なバックグラウンドを持つ方々に一堂に会していただき、地域金融について議論する「Regional Banking Summit」を日経新聞社の地方創生フォーラムとの共催で開催する。
- 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、2月11日から2月26日までの3週間にわけて、合計13のセッションを、日経チャンネルにて、オンライン配信する予定。
- 今年度は、コロナ禍でも、実際の会場で行われるような視聴者相互の交流がなされ、新たなつながりや気づきに繋がることも期待して、単なる配信だけでなく、オンライン上の仮想空間で視聴者が相互交流できる仕組み（バーチャルシンポジウム会場）も提供する。
- 今回も、多くの皆様から参加協力いただき、事業者支援やSDGs、金融リテラシー、金融機関職員の兼業副業といったさまざまなテーマを取り上げることとしており、ぜひともご視聴・ご参加いただきたい。

#### 11. REVICareer(レビキャリア)の積極的な活用等について

- 「地域企業経営人材マッチング促進事業」について、大企業人材の情報登録システム（通称「REVICareer(レビキャリア)」）が、2021年10月より本格稼働を開始。

- 2022年1月からは、地域金融機関が地域企業の求人情報をアップロードし、それを大企業が閲覧する機能がシステムに追加された。大企業からは、地域企業の求人ニーズを具体的に知ることができれば、社内での登録呼びかけをしやすくなるという意見もいただいております。求人情報を閲覧した大企業側から地域金融機関へのアプローチも期待できると考えている。求人情報の積極的な登録に協力いただきたい。
- また、内閣府が所管する「先導的人材マッチング事業」についても、同事業に対する高いニーズ等を踏まえ、令和3年度補正予算において、前年度の倍以上となる21億円が計上され、来年度も事業を継続する見通しが立った。2月にも、同事業に参画する地域金融機関等の募集を開始するものと承知。
- 地域に根差した金融機関として、ポストコロナを見据え事業転換・事業拡大等を図る地域企業の経営人材等の確保を支援する観点から、両事業の積極的な活用を検討いただきたい。

## 12. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

### 《マネロン等対策について》

- マネロンガイドラインの対応すべき事項について、2024年3月末に向けて態勢整備を進められていると承知。
- 金融庁としては、引き続き、預金取扱金融機関を中心に、財務局と協働して、マネロン等対策に係る検査を実施していく。

### 《継続的顧客管理を装ったフィッシングメールについて》

- 最近、金融機関を装い、マネロン等対策の名目で、利用者情報を不正に入手しようとするフィッシングメールが確認されている。
- 現在、継続的顧客管理のため、顧客の情報や取引の目的等を電子メールやウェブ上で確認する取組みを進められている金融機関も多いと思われるが、このようなフィッシング手口と継続的顧客管理の取組みが混同され、忌避されることのないように十分配慮いただきたい。

- 顧客に対し、
  - ・ 金融機関を名乗る不審な宛先からのメールや SMS に注意すること
  - ・ 継続的顧客管理の一環で取引口座の暗証番号やパスワード等をオンライン上で入力させることはない

等のフィッシングへの注意喚起も併せて、取り組んでいただきたい。

#### 《マネロン広報について》

- このような事態も踏まえ、金融庁では政府広報を含め、各業界団体と連携して、マネロン等対策に係る確認手続きについて国民の皆様への周知に一層努めていく予定。
- 引き続き、マネロン等対策に係る周知・広報活動に努めてまいりたいと考えており、金融庁と連携して取り組める活動があれば、積極的に提案いただければ幸い。

#### 《マネロン等に係る情報発信について》

- なお、マネロン等対策について預金取扱金融機関から、さまざまな質問・意見をいただいている。特に、継続的顧客管理における対応については多くの声をいただいております。それを踏まえ、より分かり易い考え方を示せるよう整理を進めている。協会等を通じ、可能な限り早く考え方を示す予定。
- 今後もマネロン等対策に係る情報発信を積極的に行い、各金融機関のマネロン等管理態勢の高度化を後押ししていく。

### 13. 金融行政モニターについて

- 金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関する意見等を伺ってきているが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとの指摘もある。

- 金融庁では、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直なご意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接届け、金融行政に反映させる仕組みとして、2016年1月より「金融行政モニター受付窓口」を設置。
- 本制度では、モニター委員から金融庁に伝えられる際に、個人や所属組織を特定できる情報は全てマスキングすることで意見提出者の匿名性を厳格に担保。
- 設置以降 220 件のご意見を受け付けており、これらは金融庁幹部職員等に共有されるだけでなく、
  - ・ 外国銀行支店に係る事業年度の弾力化や、現金等紛失に係る不祥事件届出の金額基準の撤廃など、銀行法令の改正につながったケース
  - ・ 信託銀行における運用について信託業法等の解釈を明確にしたケースなど制度改正に繋がっている例もある。
- 金融行政に関する意見や提言を金融庁に届けるチャネルの一つとして、金融行政モニター制度も引き続き活用いただけると幸い。協会傘下金融機関及びその職員に周知願いたい。

#### 14. 2022 年の主要な国際動向について

##### 《サステナブル・ファイナンス》

- 2022 年のインドネシア議長下での G20 でも気候変動ファイナンスは引き続きプライオリティとされている。例えば G20 傘下のサステナブル・ファイナンス作業部会 (SFWG) では、2023 年にかけて、日本が主張してきたトランジションファイナンスに関するハイレベル原則を策定予定。脱炭素化に向け、排出削減が難しいセクターの着実な移行を民間資金により支援する取組みについて、国際的な目線が活発に議論されることになる。
- 民間セクターでの取組みとしては、日本の金融機関も参加している「ネット・ゼロのためのグラスゴー金融連合 (GFANZ)」などにおいて、今後、グローバルな金融機関としてのベストプラクティスが示されていくなど、実務に

おける国際的な目線を揃えるような作業も広がりを見せている。例えば、トランジションファイナンスと定義されるローンの具体的な内容について、その評価手法を含めた検討がなされると承知。

- また、気候変動以外のサステナブル分野の議論も進展する見込み。例えば、G7 議長国であるドイツはこの分野に熱心であるほか、4 月末には中国・昆明で生物多様性に関する COP15 が開催される予定。金融セクターの関連では、生物多様性に関する開示の議論が今後具体的に進展する見込みである。加えて、ジェンダー平等など、金融セクターにおける多様性と包摂（Diversity and Inclusion）の向上に関する議論も高まっている。
- こうした国際的な議論は、評価手法のあるべき姿など実務上の具体的な目線を巻き込んで、引き続き非常に速いスピードで進む可能性がある。金融庁としても国際的な議論の場に積極的に参加しつつ、各金融機関と密接に意見交換・情報交換を行いたい。

（以上）